

北秋田市水道事業管理告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年7月1日

北秋田市水道事業

北秋田市長 津 谷 永 光

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出の種類

北秋田市の水道等料金（上水道料金、簡易水道料金及び関連する各種手数料、公共下水道使用料、農業集落排水使用料、合併浄化槽使用料）

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年7月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年7月1日